

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
若鈴コンサルタンツ株式会社(愛知県名古屋市西区中小田井5-450)[1000019001]
2. 資格登録停止措置の期間
令和2年9月25日 ~ 令和2年11月24日(2ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者は、「新東名高速道路 河内川橋附帯施設設計」(東京支社発注)の入札において、低入札価格調査を辞退したものの。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記の事業者が、低入札価格調査を辞退したことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)